第３回八王子市景観審議会

－会議録要旨－

平成２４年１月３０日
クリエイトホール１０階　第２学習室

八王子市景観審議会事務局

会 議 名	第３回八王子市景観審議会
開催日時	平成２４年１月３０日（月曜日）午後７時００分～午後９時３０分
開催場所	クリエイトホール１０階　第２学習室
出席委員	倉田　直道　委員　　岡本　栄二　委員 亀山　章　　委員　　小池　正男　委員 吉田　愼吾　委員　　平田　徳恵　委員 川原　晋　　委員
欠席委員	今泉　満政　委員　　河野　希栄　委員 町田　典子　委員
市出席職員	まちなみ整備部長
事 務 局	市街地整備課長　　長谷川　　市街地整備課主査　立川 市街地整備課主査　草間　　市街地整備課主事　髙塚 都市環境研究所　酒井
議　　題	１ 開会 ２ 議事 （１） 諮問第２号　景観審議会専門部会及び景観アドバイザーの設置案について （２） 諮問第３号　景観ガイドライン（案）について （３） 事前協議・届出について〔報告〕 （４） その他 ３　閉会
公開・非公開の別	公開（一部、非公開）
傍聴人	なし
配付資料	次第　　八王子市景観計画 諮問第２号資料　　届出の手引き・色彩基準 諮問第３号資料　　第２回景観審議会会議録 同　　要旨

＜凡例＞

会）：会長発言

委）：委員発言

事）：事務局発言

〔午後７時００分開会〕

【開会】

○第２回景観審議会会議録の公開について決定。

○議事に関連して、委託業者が同席することの承認。

○第３回景観審議会の公開について、公開とするが、議事の一部、法人情報を含む報告について非公開とすることを決定。

【議事（１）　諮問第２号　景観審議会専門部会及び景観アドバイザーの設置案について】

○事務局より、景観審議会専門部会及び景観アドバイザーの設置案について説明。

委）景観条例施行規則第３７条に「専門部会は審議会の付託によって」とあるが、この設置案では、今後出てくる該当案件について一括して専門部会に付託するという手続を含んでいるということか。

事）そのとおり。

会）実際の運用を考えると、その都度審議会を開いて専門部会に付託するという手続きを省略して、案件を部会に持ち込むときには審議会からの付託を受けたという形式にしたいということ。それを今日ご確認いただきたい。

委）協議審査専門部会での議論は、常に後日景観審議会へ報告するということにならないのか。

会）景観審議会から付託された案件について議論するものであるから、その結果については次の審議会にまとめて報告されるという形になる。

委）協議審査専門部会の景観アドバイザー担当方は、常に景観アドバイザー会議に出るのか。

会）市の担当者に対して、どの案件に、どういう形で景観アドバイザーが関わったらよいか、というようなことをアドバイスする役割が主で、場合によっては景観アドバイザー会議にも同席するというようなイメージである。

委）景観アドバイザーにかけるかどうかを判断することはかなり重いことで、一人で判断するのであれば会長が務めるべき役割ではないか。そうではなくて、アドバイザー会議の内容や状況をチェックする役割も担うことになるのではないか。

委）景観アドバイザー設置要綱８条の３に「審議会等の景観アドバイザーが意見を述べるまたは助言するときは、審議会の意見を尊重するものとする」とある。これは景観アドバイザー担当

の意見が審議会の意見だということになるのか。

委）実際的にはそうなるのではないか。

会）景観計画やこのあと出てくる景観ガイドラインの解釈、審議会の考え方を景観アドバイザーに伝える役割も担うことになるのでないか。

委）実際の案件に対して動き出してみないとわからない部分もある。運用しながら修正すればよい。ただし、景観アドバイザー担当とは「調整」でなく、「助言」がいいのではないか。助言を受けて、どう対応するかは市が判断するとしておいたほうがよい。

委）景観アドバイザー会議とその後の専門部会は別々にやるのか。

事）そのとおり。

会）会議とはあるが、景観アドバイザーに個別相談するという形が多いのかもしれない。

委）専門部会よりも景観アドバイザーのほうが案件に関わる機会が多く、経験や知識が蓄積される。その景観アドバイザーが関わった後に、専門部会で何ができるのか。場合によっては部会と景観アドバイザーが一緒になって対応することも考えたほうがよいのではないか。

会）審議会というのは、届出で出てきたものに対して良し悪しを言うしかできないようなところがある。一方、景観アドバイザーというのはもう少し踏み込んで、ここはこういうふうに修正するといいかもしれない、というようなことをやる立場。そういう違いがあるので、両者を設置することにしている。

委）最初のうちはなるべく一緒にやって、景観づくりの方向性や考え方を共有できるようにするほうがいいのではないか。また、専門部会では案件の報告を受けて承認するだけではなく、アドバイスの方法や方向性も議論できるようにしていただきたい。

委）運用を始める段階では、両者が一体的になって、八王子市の景観づくりに関するアドバイスはこういうものだというイメージがうまくできるまで一緒にやるのが現実的ではないかと思う。

委）運用の問題は、専門部会と景観アドバイザーで調整を進めるということも含めて付託することにしてはどうか。

会）専門部会と景観アドバイザー会議の顔合わせをして、具体的な運用の仕方を、当事者である景観アドバイザーからも意見をきいて進めていくということで設置案について了解いただけるか。

（「異議なし」の声あり）

【議事（２）　諮問第３号　景観ガイドライン（案）について】

○事務局より、景観ガイドライン（案）について説明。

委）景観ガイドラインは、事業者等が手に入れることはできるのか。

事）販売する予定。また、景観計画同様ホームページからダウンロードできるようにする。

委）掲載されている地図の文字が小さく読めない。凡例や、ポイントとなる項目はバランスが悪くなってもいいから大きくしてほしい。

また、前回も話をしたが、重点地区に指定した理由等、重点地区を際立たせる内容を具体的に書けないか。

さらに、景観計画では各地域の「景観特性と現況」として、「産業廃棄物が多い」等というややマイナスイメージのことが書かれているが、ガイドラインでは「現況」を省いたためそれが抜け落ちている。問題点も、計画と同様に書いておいたほうがいいのではないか。

事）景観計画の補足や解説という点に重きを置いて内容を精査したが、ご指摘があった点は再検討する。

委）写真が多用されているが、良い例としてふさわしいと思えないものや、意図が伝わらないものがある。このような写真は減らしてよいのではないか。

委）景観資源（眺望）について、眺望を確保するには、「眺望を阻害しない」だけではなくて「視点場を整える」というようなことも必要である。

委）景観ガイドラインを作る意図がいまひとつわかりにくい。

委）景観計画は、チェック項目が書かれていて最低限守っていただきたいことを示している。そこから、もっとクリエイティブな方向に向かうために、よりプラスのことを示す手引書が景観ガイドラインなのだろうと思う。計画の条件によっては、もっとこうしてほしいというようなアドバイスをする際に参照すべきものとしてガイドラインを活用できる。

会）景観ガイドラインの役割は、一つは、より具体的な現場に対応した解説書として、もう一つは、ここまでもう少しやってくれるとさらにこれはよくなるというものを少し誘導的に考えていくツールとして、必要なものだと思う。

加えて、実際の運用の中で、具体的なケースでこう判断をしたという事例が反映されてくると、よりプラクティカルなツールになってよい。

委）ガイドラインを当初から加除式にする、あるいは、図書としてきちんとつくるけれども、実際の協議の経緯を１年に１回ぐらいまとめて蓄積していく、ということを検討するとよい。

会）先ほども指摘があったように、事例写真は慎重に選ぶべき。

委）せっかくつくるものだから、メディアを使って周知できるとよい。

会）メディアの活用については検討する。先ほどの写真については、現実の「比較的よいもの」を載せていきたいと考えているが、ご指摘を踏まえて精査していく。

委）景観計画との関係がわかるようにしておくことが大事だと思う。

会）期日を設定して意見を事務局に出していただき、それを集約、整理して審議会の意見としたい。会長一任という形でまとめ、その結果を皆さんに周知させていただくということでご了解いただきたい。

（「はい」の声あり）

【議事（３）　事前協議・届出について】

○事務局より、事前協議・届出について報告。

事）景観計画に対する問い合わせ件数

４月から９月末まで：月平均６５件

１０月１日から１月２０日まで：月平均１４５件、合計５４０件程度

（窓口での問い合わせは、市景観計画運用前に比べて２倍以上）

事前協議：６件

（特定大規模建築物５件・重点地区（木造２階建）１件）

届出：７７件

（建築物４４件（新築３６件・増築２件・色彩変更６件）・工作物２３件・開発行為１０件）

［１０月１日からの１月２０日まで］

【議事（４）　その他】

○議事（１）の「専門部会及びアドバイザー」は、ご意見を踏まえて準備を進める。年度内に専門部会とアドバイザーの顔合わせの会を開催できるように調整させていただきたい。

○議事（２）の「景観ガイドライン」は、２月１０日をめどに意見集約をし、その後会長と事務局で調整させていただく。

○例年開催している「都市景観セミナー」に代えて、本年度は景観づくりの取り組みを周知する「パネル展」を３月後半に開催する。

【報告事項】

※法人情報を含むため非公開

〔午後９時３０分閉会〕